「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組みを進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的に、賃金の引上げについては社会情勢や三菱電機グループの経営方針などを踏まえ、労使の協議をもって真摯に取り組んでまいります。教育訓練等については、全社教育計画にもとづき、本社各部・各本部が中心となって教育体制を確立していきます。共通の能力開発のための「役割・階層別教育」、より専門性の高い能力開発を目的とした「事業・部門別教育」、これらに加えて「資格取得支援教育」を効果的に実施することで、一人ひとりが持つ知識や技術力をさらに強化できる環境づくりを追求し、その力を最大限発揮できるよう尽力してまいります。

また、従業員一人ひとりが熱意をもって仕事に取り組める、働きがいのある職場つくりを推進し、さらなるエンゲージメントの向上を図るとともに、サステナブルな成長に向けた施策にも積極的に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を 自主的に取り下げます。

・パートナーシップ構築宣言の登録日

2024年10月9日

・パートナーシップ構築宣言のURL

https://www.biz-partnership.jp/declaration/74609-19-00-tokyo.pdf

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組み

当社は、技術、工事、営業、サービスを事業の柱とし、自他ともに認める「一流のシステム&サービスカンパニー」を目指し取り組んでいます。これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。 以上

2024年10月22日

三菱電機システムサービス株式会社

代表取締役 鈴木 聡

企業 名

役職・氏名 (代表権を有する者)